

「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金交付要綱

平成27年3月31日 市民参画推進局長決定

「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金交付要綱（平成16年4月1日決定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、新開地アートビレッジ構想を推進するため、伝統と現代の遊びがあるまち、世代を超えて親しめ安心できるまち、新開地を神戸の文化創造の拠点となる「育ち・ふれあうアートのまち」にすることを目的として実施する事業に係る補助金の交付に関し、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

（対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地元まちづくり協議会等と協力して行う事業とし、かつ神戸の市民文化の振興に大きく寄与し、集客観光などで経済効果が大きく期待できる事業とする。

（対象者）

第3条 補助事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 補助事業を遂行するために、充分な能力を有する団体であること。
- (2) 過去に、補助事業者として不適当と認められる行為がないこと。

（対象経費）

第4条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 新開地ミュージックストリートを運営、開催するために要する経費
- (2) 新開地映画祭、新開地淀川長治メモリアルを運営、開催するために要する経費
- (3) 新開地アートステージを運営、開催するために要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

（交付申請）

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書
(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条第1項による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第1項の交付決定通知を受領後に、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。
(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき、補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の終了後、30日以内に市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第16条により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前条の報告受理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

3 この要綱の施行の際、改正前の「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団体名

代表者名

印

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金		
目的及び内容			
補助事業の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金の額	円		
算出の基礎			
添付書類	<ul style="list-style-type: none">事業計画書補助事業に係る収支予算書		

様式第2号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神 戸 市 長 印

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり
交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補 助 金 の 額	円
交 付 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第3号（第7条関係）

補助金不交付決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神 戸 市 長 印

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

様式第4号（第8条関係）

補助金請求書

請求金額	円
補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団体名

代表者名

印

(添付書類)

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座	その他()
口座番号		
口座名義		

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状を提出すること。

様式第5号（第9条関係）

補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団体名

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金		
変更の理由			
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日)	年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日)	年 月 日
補助金の額	(円) 円		
算出の基礎			
添付書類	<ul style="list-style-type: none">事業計画書（変更後）補助事業に係る収支予算書（変更後）		

（注）表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第6号（第9条関係）

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団体名

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	平成 年 月 日（から平成 年 月 日までの間）

様式第7号（第9条関係）

補助金交付決定変更通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神 戸 市 長 印

平成 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金	
補助金の交付対象事業及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補 助 金 の 額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交 付 の 条 件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（平成 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

様式第8号（第9条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号
平成 年 月 日

様

神戸市長印

平成 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金
交付決定日・番号	
中止（廃止）の期日（期間）	平成 年 月 日（から平成 年 月 日までの間）

様式第9号（第10条関係）

補助事業実績報告書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団体名

代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日	
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日	
補助金の額	(円) 円		
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業の実施状況がわかる書類・補助事業に係る収支決算書		

（注）交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

様式第10号（第11条関係）

補助金額確定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神 戸 市 長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金
補助金の確定額	円
特　記　事　項	

様式第11号（第12条関係）

補助金交付決定取消通知書

第 号

平成 年 月 日

様

神 戸 市 長 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	「新開地アートビレッジ構想の推進」事業補助金
補 助 金 の 額	円
取 消 し の 理 由	